

鎌倉市議会 2023.10.3 本会議の「問責決議」について

1. 事実経過

6月16日 建設常任委員会

- くりはら委員(以下、発言委員)が、『広報かまくら』や『議会だより』を見ても前年の12月議会で市役所の位置を定める条例が否決されたことが「あんまり読み取れない」と自らの見解を述べた後で、「これは議会の側にも問題があるなと思いますけれども、議会だよりに市長が介入したってというようなお話もちょっと聞きまして、(中略) 私としては、今後そういったことにはより一層気をつけていただきたいなと思っております」と発言。
- 続いて課長の答弁となるところで委員長の保坂が割って入り、「『議会だよりに市長が介入した』という部分については事実に基づく発言かどうかの確認を要するので保留とする」とした。とっさに「保留」と言って、発言取消しの可能性を示唆したもの。
- 『議会だより』は、議会の自律性に基づき、議員で組織する広報委員会が編集の責任を負っている。「市長の介入はあってはならない」のはもちろんのこと、編集過程において「市長が介入する余地がない」ことは、誰の目にも明らかである。委員長としては、「ちょっと聞きまして」などという伝聞表現に便乗して常識的には考えられないことを言うのなら、しかるべき根拠を示すべきであり、第三者が納得できる根拠を示せないのであれば、自ら発言を取り消す(※)べきものと考えた。

※議会会議規則 71 条：発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

- そこで、当日の昼休みと閉会前に発言委員に対し「聞いたというが、誰から聞いたのか」「議会だよりの紙面のどの部分が介入の事実を示す記載なのか」と尋ねた。
誰から聞いたのかという質問は、到底答えられないであろうことを前提にして「答えられないのなら、発言を取り消すしかない」という結論に持って行くためであったが、発言委員は「犯人探しになるから言えない」ということを繰り返した。
紙面のどの部分が介入の事実を示しているのかについては、当日中には答えがなく、後日『議会だより』の複数号の紙面と一部確定稿前の紙面案が提示されたが、「市長寄りの書き方」というのは発言委員の主観であり、仮に「市長寄りの書き方」に見えらるるとしても、それをもって「市長の介入」と表現するのは明らかに間違っている。

6月23日 建設常任委員会

- 定例会における2回目の常任委員会は、最終本会議における委員長報告の確認のみを短時間行うものであるが、発言の取消し期限である会期末が迫る中、委員に取消しの申出を促すための協議の時間をとった。しかし、発言委員は、「誰から聞いたかは言えないが信頼できる複数の人から聞いたのが、発言の根拠である」として、取消しの申出を拒んだため、委員の不適切で誤解を招く発言が会議録に残ることになった。
そこで、次善の策として委員長が「…議会だよりの編集の責任を担っている広報委員会の自律性に対する信頼に係るものであることから、くりはら委員に説明を求めましたが、市長が介入したという実態が果たしてどこかにあるのかどうかについて説明いただくことはできませんでした」と述べ、これを会議録に残すこととした。

6月26日 6月定例会最終本会議

- 本会議開会直前に松尾市長から池田議長に対し、『「議会だよりに市長が介入した』との発言は、全く根拠のない、事実と異なるもので、この様な誤った認識が市民に広がれば、市および市議会に対する市民の信頼を失うばかりでなく、地方自治の根幹にもかかる大きな問題と捉えている」として「市議会におかれましては、事実関係を確認し、対応していただきますよう、お願いいたします」という依頼文が発出された。
- この依頼文は、「議会だよりに市長が介入」ということが既成事実であるかのように SNS 上に拡散されたことに対する市長としての危機管理の側面があったと思われる。
発言委員は、6月16日の夜には委員会でのやり取り（逐語で文字起こしされたもの）を Facebook に投稿、翌日には別人が委員会の字幕付き Youtube 動画を自らの Twitter で拡散。そこには、「議会だより編集に松尾鎌倉市長介入ならば由々しき問題」というコメントがあり、それを即「介入か?」とツイートする鎌倉市議もいた。委員の発言は伝聞表現に便乗したものであったが、「介入ならば」「介入か?」という仮定や問いかけを用いて、既成事実のように匂わせる拡散がこの間行われていた。
- とはいえ、市長の依頼文は、議会に「事実関係を確認し、対応」することを求めるものであった。本会議の閉会をもって会期は終了し、発言取り消しができなくなる状況下で、動議などにより発言取消しまで持って行くことを求めたものと推察する。
中傷の片方の被害者である市長（もう片方は、言うまでもなく議会広報委員会であり、議会全体）としては当然の要請であったが、本会議開会までに時間的な猶予がない中で、議長の采配による緊急対応は講じられないまま閉会となった。

7月11日 議会運営委員会

議長から議会運営委員会に「6月16日開催の建設常任委員会におけるくりはら委員の発言に対する議会の対応について」諮問された。

7月18日 議会運営委員会

諮問事項について協議を行い、改めて発言委員に説明を求めたものの、発言の根拠となる具体的な内容が示されることはなかった。

8月16日 議会運営委員会

当該発言が事実に基づくものと確認することはできず、また委員が発言の根拠を示すことができない以上、慎むべき発言であったと言わざるを得ないことを確認し、議運からの答申案として取りまとめた。

8月21日 議運委員長が議長に答申

答申を受けた議長は、発言議員に面談して答申の内容を伝えた後、8月23日に「議会の対応(回答)」を答申文を添えて市長に提出した。

9月26日 問責決議の議会議案の提出

自民党・無所属の会の議員2名が「提示できる事実がないにもかかわらず(略)、常任委員会という公式な記録が残る場面において根拠のない発言を行った(略)、今後、資質の向上に努めるとともに、根拠のない発言は厳に慎むべきであると言わざるを得ない。(略)くりはらえりこ議員の責任を問い、猛省を強く求める」という問責決議案を提出。

10月3日 問責決議案が賛成多数で可決

高野議員が提案議員に質疑を行い、くりはら議員の弁明、後藤議員・藤本議員の賛成討論の後、議案採決。賛成 16、反対 7、退席 1 で可決。

<賛成 16 人> 自民・無所属の会 4 人、公明党 3 人、ゆめみらい 2 人、ネット 2 人、
久坂・竹田・出田・栗林・藤本議員

<反対 7 人> 共産党 3 人、松中・岡田・千・長嶋議員 <退席> 前川議員

2. 当該委員は何をもって「議会だよりへの市長の介入」と言ったのか

会派から 1 人ずつ選任されている広報委員は数が限られており、その中から「私とのやりとりを発言委員の一存で解釈して『議会広報への市長介入』と言っているのだとしたら、容認できない」という声も聞こえてきた。1 人は、発言議員との会話の中で「議会だより」が話題になり、位置条例否決の書き方が不十分であるということで意気投合するところがあったが、それだけの話であった。もう 1 人は、「議会だより」の一般質問の記事を議員毎にまとめる紙面構成刷新の段取りができたことを発言委員に伝えたところ、発言委員が一方的に「議会だより」の内容への不満を語り、会話が成立せずに当惑したということであった。

発言委員からは、発言の根拠についての具体的な説明がされていないので、「信頼できる複数の人から聞いた」という「信頼できる人」がこの 2 人であると断言することはできないが、この 2 人であるなら、「話してくれた人に迷惑がかかるから誰から聞いたかは言えない」ではなく、**名前が挙がり、どういうやり取りがあったのかが明らかになれば、「そんなことは市長介入の事実を打ち明けたことには全く当たらない」と一蹴されてしまうので、名前を挙げられなかったということではないか。**

また、発言委員の説明の端々を繋ぎ合わせると、「議会だより 260 号」（2023 年 2 月 1 日発行）の 1 面の記事を「市長寄りの書き方になっている＝議会だよりに市長の介入があった」と捉えている可能性が高い。この記事の大見出しは「12 月定例会「鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する**条例**の制定について」を**否決**」なのだが…。

本文中には「議員が意見を表明する『討論』にて、賛成・反対のそれぞれの立場から 3 名ずつ意見が表明された後、議長も参加した上で採決を行った」とある。発言委員は、このうちの**反対討論の中身の紹介がなかったことを問題**にしているようである。しかし、反対討論の中身を紹介するのであれば、賛成討論の中身も紹介しなければ公正に欠け、それは紙面のスペースからして全く無理であったから、賛成・反対の意見表明をコンパクトにまとめた建設常任委員会委員長報告を掲載したものである。委員会では位置条例が可決しているの、発言委員はそこが不本意であったのかもしれないが、この**紙面構成は広報委員会の平場で決めた**ことであり、「市長介入」など全くありえない。

3. 発言の何が問題だったのか

① **あまりにも主観的であること(煙がないところに煙があると引き募るのに等しい)。**

「議会だよりへの市長の介入」という言葉の意味は、直接的には「市長が書き換えを指示した」ということであり、広義に捉えても「市長の意向に合う書き方になるよう

に市長が議会広報委員の議員や議会事務局職員に睨みを利かせている」ということになるが、そのようなことは実際にはありえないので、発言議員は「議会だよりの紙面が市長寄りに見える」ということを「市長の介入」と表現したものと思われる。

そのことが先ず問題である。「市長寄りに見える」というのはあくまで発言委員の主観であるし、「市長寄りに見える」は「市長の介入」ではない。

- ② 「介入したってというようなお話もちょっと聞きまして」という伝聞表現に便乗すれば、確証のないことでも何でも言えるのか—という問題。これが多発すれば、議会における言論の質は劣化する。(私自身も、「市民から聞いた」「これこれの報道があった」「他自治体では…ということだが」という伝聞表現は用いるが、問われれば誰から聞いたか、出典は何かを説明する用意があつての伝聞表現である)

③議会広報の自律性への市民の信頼を揺るがす中傷であること

既に「1.事実経過」の中で述べたとおり、議会広報は二代表制の一翼を担う議会の自律性に基づくものである。「市長からの介入を許した、気づかなかつた」客観的事実の提示もないまま、「もっと注意してください」というのは、中傷である。

問題にするなら市長部局で作っている「広報かまくら」の記載を問題にすればよい。

4. 曲解に基づく擁護論

この委員会発言問題は SNS や一部の市民の間で関心を集め、盛り上がっている。

当初は、「1. 事実経過」の市長から議長への依頼文のところに書いたように、「議会だよりに市長が介入」という、興味本位の人たちを喜ばせる言葉が SNS で拡散された。

その後、発言委員が市役所の深沢移転に反対する立場であることから同委員を応援したいと考える人たちが、議会傍聴に押し掛けるようになった。政策に賛同する議員を応援するのは大変結構なことだと思う。しかし、この問題を「市役所移転反対で頑張っている議員を、移転に賛成する市長派議員が大勢で攻撃している」という構図で捉えて拡散しているとしたら、甚だしい曲解である。

何を問題にしているか、ということは一上記 3. ①～③で述べたとおりである。

例をあげる。建設常任委員会で委員の一人が「市長が（または〇〇議員）が、本件工事の受注業者と親しいって話をちょっと聞きまして…」と発言したら、委員長は制止する。事実確認をして（この場合は調査特別委員会の設置になりそうだが）、事実に基づかない発言なら取消すことになる。この例と、話の筋としては同じである。市役所移転を巡る紛争でもなければ、多数派による「頑張る議員」に対するいじめなどではない。

5. 問責決議は必要だったか

私は、建設常任委員長の立場で、不適切かつ議会における言論を劣化させる発言を本人が取り消すよう促すことに全力を注いだ。市長が議長に要請した「対応」も、議長が議会運営委員会に諮問した「議会としての対応」も非常に曖昧であったが、議会運営委員会はかろうじて「委員が発言の根拠を示すことができない以上、慎むべき発言」という判断を示すことで議会対応とした。しかし、発言自体は会議録に残ってしまう。「慎むべき発言」と判断を下し、市長に伝えただけでは不十分で、発言議員の責任を問い、二度と根拠のない発言をしないように求めるべきだという意見には理がある。